

労働保険事務組合加入のすすめ

(中小企業の社長さんを全面サポートします!)

令和8年度限定、初年度事務委託手数料 **無料!**



労働保険の手続き、**まだ**社長さんが行っていますか？

- ◆ 手続きはプロに**任せて**、事業主は本来の仕事に専念！
- ◆ 労働保険事務組合に委託し、「**手間・リスク・負担**」を削減！

内閣府認定 公益社団法人

大阪労働基準連合会 労働保険事務組合

(大阪労働基準連合会支部・地区労働基準協会用)

1. 労働保険事務組合とは

事業主に代わり、労働保険の手続きを代行する 厚生労働大臣認可の団体です。

2. 主な事務代行内容

※年度更新(保険料申告) ※労働保険料の申告・納付 ※雇用保険の資格取得・喪失
 ※離職票作成 ※各種届出書作成 ※特別加入手続きなど労働保険事務をまとめてお任せいただけます。

3. こんな事業場におすすめ (ひとつでも当てはまれば委託メリット大)

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務担当者がいない | <input checked="" type="checkbox"/> 社長が手続きをしている |
| <input checked="" type="checkbox"/> 労災対応が不安 | <input checked="" type="checkbox"/> 監督署手続きが難しい |

4. 委託する3つのメリット

- ① **事務の負担を大幅削減**
書類作成・提出・計算をすべて代行 手続きミスや期限遅れの防止
- ② **保険料の分割納付可能**
労働保険料を年3回に分けて納付 資金繰りの負担を軽減
- ③ **社長さんも労災保険に加入**
中小事業主・家族従事者の特別加入 業務・通勤災害が補償対象

5. 委託(加入)の流れ

- ①お問い合わせ
電話(FAX)にてご相談内容やご連絡先をお知らせください。
- ②制度説明
保険制度及び加入に必要な手続き方法や事務手数料をご案内します。
- ③賛助会員入会
当連合会の賛助会員(年間10,000円~)への加入要件は、**免除**となります。
- ④委託開始
労働保険事務等委託書等の契約を行います。

6. 当連合会の強み

※安心のサポート体制 ※**元労働局労災担当職員**等労働保険の専門スタッフが対応
 ※労働行政の最新情報の提供 ※労災上乗せ保険 ※芸能従事者労災保険特別加入
 また、当連合会は内閣府の認定を受け、登録講習機関として各種講習・安全衛生活動を実施しております。

7. お問い合わせ

連合会各支部・地区協会にお問い合わせください。

連絡先 

